債、平成 14 年度から平成 28 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、公害防止事業債、財源対策債、平成 12 年度から平成 14 年度までの各年度及び平成 16 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債並びに AG において別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（平成 22 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AU_{14} ＝ 0.0126

AU_{15} ＝ 0.0130

AU_{16} ＝ 0.0142

AU_{17} ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0096
イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0145

AU_{18} ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0096
イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0139

AU_{19} ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0096
イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0140

AU_{20} ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.0109
イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0126

AU_{21} ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.0109
イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0124

AU_{22} ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.0107
イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0123

AU_{23} ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.0104
イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係る

債、平成 14 年度から平成 28 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、公害防止事業債、財源対策債、平成 12 年度から平成 14 年度までの各年度及び平成 16 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債並びに AE において別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（平成 22 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AQ_{14} ＝ 0.0126

AQ_{15} ＝ 0.0130

AQ_{16} ＝ 0.0144

AQ_{17} ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0096
イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0145

AQ_{18} ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0096
イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0139

AQ_{19} ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0108
イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0147

AQ_{20} ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.0110
イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0127

AQ_{21} ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.0110
イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0124

AQ_{22} ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.0107
イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0123

AQ_{23} ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.0104
イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係る